

2025年（令和7年）年10月10日

社会福祉法人古家真会
代理人弁護士 竹口真輔 殿

特定非営利活動法人消費者ネット広島
理事長 木村 豊
担当（理事） 中谷 耕策
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号
第3 ウエノヤビル3階D号室
特定非営利活動法人消費者ネット広島
<http://www.shohinet-h.or.jp/>
電話（082）962-6181/FAX（082）962-6182



ご 連 絡

当法人からの、2025年8月8日付当法人作成「申入書」（以下、「本件申入書」といいます。）に対し、貴職作成同年8月22日付「回答書」（以下、「回答書」といいます。）を受領しました。

回答書によると、貴法人において、本件申入書の「申入の趣旨」をご理解いただき、入居規約書第18条の文言を改訂するご予定があり、その上で、当法人にどのような修正すれば良いか、お尋ねであると理解しました。

しかし、どのように修正すれば良いか、という点については、当法人は貴法人の監督機関ではなく、貴法人が定めるべき規約を具体的に示し、指示又は指導する立場にはありません。貴法人の規約をどのように定めるかは、貴法人自身が消費者契約法等の法令に遵守するよう検討を重ねた上で、定めるべきものです。

その点において、貴法人が、回答書「第1」の最下段の「例えば」の後から始まる、括弧書きで示した条項に改訂されるならば、当法人において消費者契約法等の法令に照らして全く問題がないとお墨付きを与えるものではありませんが、当法人からの申入れを受けての貴法人の判断と理解します。

貴法人において、入居規約書の改訂をされましたら、本書面到達から1か月を目途として、当法人まで改訂後の規約をお送りください。

当法人からの申入れの趣旨を酌んだ規約に改訂いただいた場合は、当然、当法人からの申入れは終了すること、念のため申し添えておきます。

以上